



平成 29 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第一部 コード番号：9747)
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

WPP グループによる仮処分命令の申立てに関するお知らせ

当社は、WPP plc のグループ会社である WPP International Holding B.V.、WPP 2005 Limited 及び WPP 2008 Limited (以下「申立人ら」と総称します。) から当社に対して株式売却請求権行使禁止の仮処分命令の申立て (以下「本申立て」といいます。) がなされたことにつき、平成 29 年 11 月 13 日、東京地方裁判所より通知を受けましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本申立てがなされた日

平成 29 年 11 月 1 日

2. 申立人らの概要

申立人①

名 称：ダブリューピーピー・インターナショナル・ホールディング・ビーヴィー
(WPP International Holding B.V.)

所 在 地：オランダ王国ロッテルダム3072DB、ラーン・オブ・ザイト167
(Laan op Zuid 167, 3072 DB Rotterdam, The Netherlands)

代表者取締役：A・ヴァン・ヘウレン・マルダー (A. van Heulen-Mulder)

申立人②

名 称：ダブリューピーピー・2005・リミテッド (WPP 2005 Limited)

所 在 地：英国ロンドンW1J5RJ、ファームストリート27
(27 Farm Street, London, W1J 5RJ, England)

代表者取締役：ステファン・ウィンターズ (Stephen Winters)

申立人③

名 称：ダブリューピーピー・2008・リミテッド (WPP 2008 Limited)

所 在 地：英国ロンドンW1J5RJ、ファームストリート27

(27 Farm Street, London, W1J 5RJ, England)

代表者取締役：ステファン・ウィンターズ (Stephen Winters)

3. 本申立てがなされるに至った経緯及び本申立ての内容

平成 29 年 10 月 2 日付当社プレスリリース「WPP グループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」のとおり、当社は、平成 29 年 10 月 2 日、WPP plc 及びそのグループ会社（以下「WPP グループ」と総称します。）との間の資本及び業務提携の解消を決定するとともに、当社と WPP グループとの間で締結された平成 10 年 8 月 3 日付 Co-operation and Alliance Agreement（提携協力契約）（その後の変更を含みます。）の終了を申し入れる旨の通知（以下「当社解約通知」といいます。）及び WPP グループが保有する当社普通株式（以下「WPP 保有当社株式」といいます。）の売却を要請する通知（以下「当社株式処分通知」といいます。）を WPP グループに発送しております。

これに対して、平成 29 年 11 月 6 日付当社プレスリリース「WPP グループによる当社に対する仲裁の申立てに関するお知らせ」のとおり、申立人らは、当社解約通知が無効である旨等を主張し、申立人らの WPP 保有当社株式の売却義務の不存在の確認等を求める仲裁申立てを行った旨を、当社に対して通知しました。

今般、申立人らは、上記と同様の主張に基づき、東京地方裁判所に対し、当社は当社株式処分通知に基づく株式売却請求権を行使してはならない旨の仮処分命令を求めて、本申立てを行ったものです。

4. 当社の今後の対応

既にお知らせしているとおり、当社としては、当社解約通知及び当社株式処分通知に基づき、WPP グループは、WPP 保有当社株式の売却を行う契約上の義務を負っており、WPP グループによる本申立てにおける主張は失当であると考えております。今後の裁判手続においては、当社の主張の正当性を粛々と裁判所に説明し、WPP グループの主張に積極的に反論してまいります。

以上